

制定 2002年7月25日
改正 2006年6月08日
改正 2014年6月11日
改正 2018年6月13日
改正 2021年6月28日

建築研究開発コンソーシアム 会費等規則

建築研究開発コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という）が会員から徴収する会費及び入会金については、建築研究開発コンソーシアム規約（以下「規約」という）に定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

（会費）

第1条 会員は、規約第8条に定める会費及び入会金を負担する。

（会費及び入会金の額）

第2条 会費及び入会金の額は、次の通りとする。

- (1) 正会員の年会費は24万円を1口とし、1口以上とする。但し、役員に選任された正会員又は建築に関する総合的研究施設を有し、規約第4条(5)に定める試験研究施設の運用支援を受ける正会員については2口以上とする。
- (2) 準会員の年会費は6万円を1口とし、1口以上とする。建築研究開発コンソーシアム会員入会基準（以下「入会基準」という。）第2条（2）本文に係る準会員は入会基準別表（一）から（七）まで及び（十二）に掲げる事業について、入会基準第2条（2）但し書きに係る準会員は入会基準別表（一）から（八）まで、（十一）及び（十二）に掲げる事業について、それぞれ1口につき1件の事業の適用ができる。事業の適用にあたっては、入会基準別表（一）、（二）、（六）、（七）及び（八）に掲げる事業については、一案件を一事業とみなす。
- (3) 学術会員の年会費は3千円とする。但し、研究開発に関する高度の知見をもって研究会の要請に応じて参加し、またはコンソーシアムの諸活動に貢献できる大学等の教員にあつては、会費を減免することができる。
また、各年の4月1日時点で満年齢70歳以上、かつ会費の納入が通算15年以上の学術会員については、本人からの申請により、運営委員会の承認を以てその後は会費の納入を免除する。研究会に参加した大学等の教員が会費減免となった期間および学術会員の会費を研究会が負担した期間は、上記の15年に含める。
- (4) I種情報会員の年会費は4万8千円とする。
- (5) II種情報会員の年会費は6千円とする。

(6) 正会員の入会金は 10 万円とする。

(会費及び入会金の納入等)

第 3 条 会費は規約第 42 条に定める事業年度に応じて年会費を一括前納するものとする。但し、会員が期の半ばに入会した場合の年会費については、これを月割り換算し、入会月を含む残存月数分とする。

2 入会金は、入会を申し込んだ会員に規約第 7 条 2 項の通知が届いてから、一ヶ月以内に納入するものとする。

(規則の変更)

第 4 条 当規則の改正は総会の議決を経て行う。

附則

本規則は、2002 年 7 月 25 日から施行する。

附則 (2006 年 6 月 8 日)

1. 第 2 条を改正した。
2. 本規則は、2006 年 6 月 8 日から施行する。

附則 (2014 年 6 月 11 日)

1. 第 2 条、第 3 条及び第 4 条を改正した。
2. 本規則は、2015 年 4 月 1 日から施行する。但し、第 2 条 (3) に係る改正は 2014 年 6 月 11 日から施行する。

附則 (2018 年 6 月 13 日)

1. 第 2 条 (3) を改正した。
2. 本規則は、2018 年 6 月 13 日 2018 年度通常総会の終了の時から施行する。

附則 (2021 年 6 月 28 日)

1. 第 2 条 (3) を改正した。
2. 本規則は、2021 年 6 月 28 日 2021 年度通常総会の終了の時から施行する。